

令和 年 月 日

宇佐土地改良区
理事長 大森 博 殿

住 所
申請者 名 称
氏 名

印

雨 水 排 水
雑 排 水
浄 化 槽 処 理 水
合併処理浄化槽処理水

放 出 許 可 申 請 書

今般、 を建築するにあたり、貴所が管理する水路に放出
したいので許可願いたく、下記関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 放出先水路名

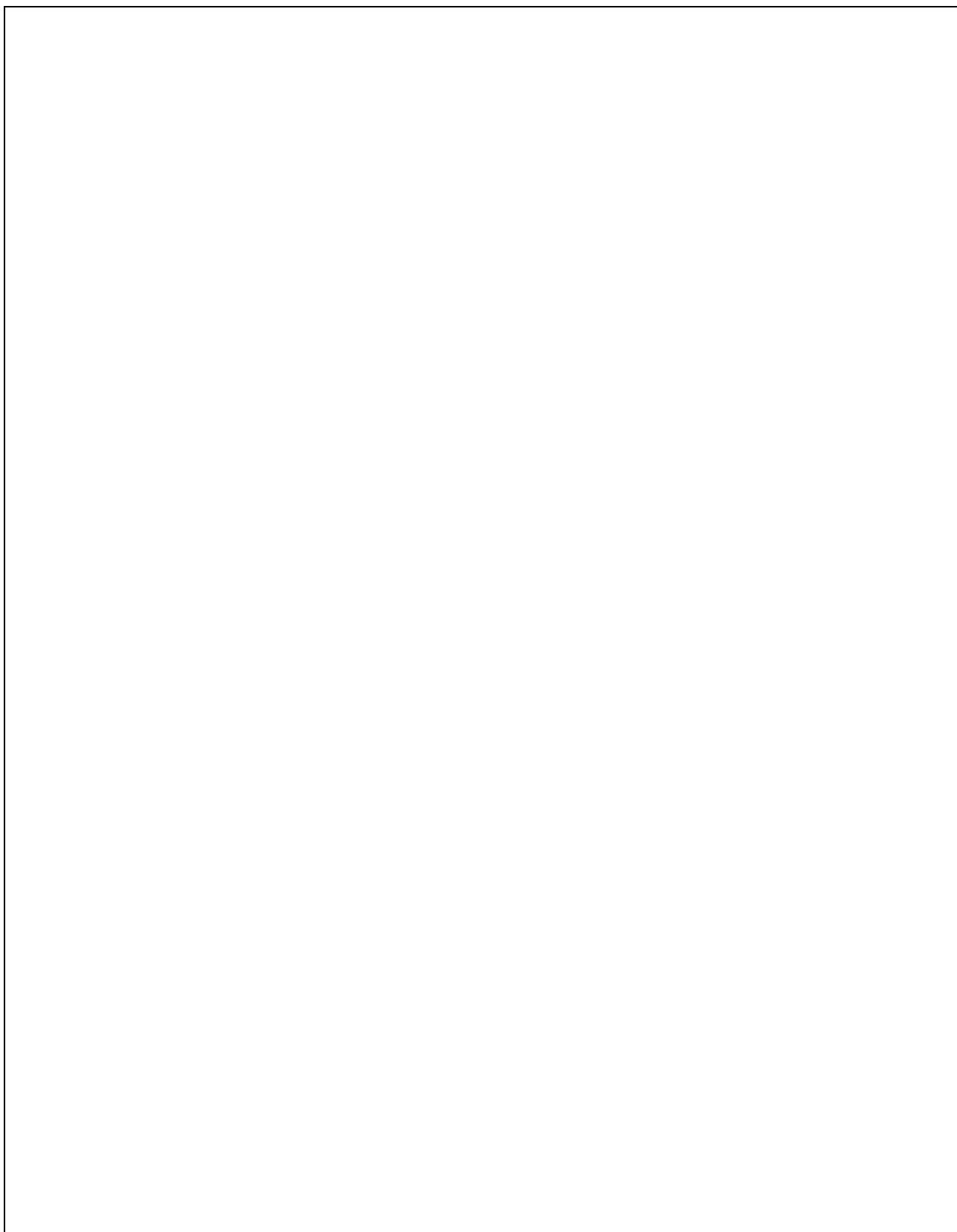
2. 設 置 場 所

3. 建 築 物

4. 添 付 書 類
- ①位置図 ②字図 ③附近の概略図
 - ④関係者の意見書（改良区役員・区長）
 - ⑤建築平面図（配管、床面積）
 - ⑥構造図（雑排水、浄化槽、合併処理）
 - ⑦能力概要書（雑排水、浄化槽、合併処理）
 - ⑧放出先の水路使用に係る契約書
 - ⑨浄化槽維持管理委託契約書
 - ⑩その他必要書類

連絡先	
電 話	

放 出 先 概 略 図



1. 放流経路を朱記すること。
2. 排水口の位置を記入すること。
3. 目標物をはっきり記入すること。

意見書願

令和 年 月 日

宇佐土地改良区
理事長 大森 博 殿

住所
申請者 名称
氏 名

⑩

今般、下記の場所において を建築するにあたり
を放出したく考えています。
つきましては、十分衛生管理に留意し、放出しますのでご承認願います。

1. 放 出 先 水 路
2. 設 置 場 所
3. 建 築 物
4. 雑排水ろ過槽処理能力人槽
5. 浄 化 槽 処 理 能 力人槽
6. 合 併 浄 化 槽 処 理 水人槽

意見欄.....

.....

.....

令和 年 月 日

住 所
役職名
氏 名

⑩

*意見欄は本人直筆のこと

意見書願

令和 年 月 日

宇佐土地改良区
理事長 大森 博 殿

住所
申請者 名称
氏 名

⑩

今般、下記の場所において 建築するにあたり
を放出したく考えています。
つきましては、十分衛生管理に留意し、放出しますのでご承認願います。

1. 放 出 先 水 路
2. 設 置 場 所
3. 建 築 物
4. 雑排水ろ過槽処理能力人槽
5. 浄 化 槽 処 理 能 力人槽
6. 合 併 浄 化 槽 処 理 水人槽

意見欄.....

.....

.....

令和 年 月 日

住 所
役職名
氏 名

⑩

*意見欄は本人直筆のこと

合併浄化槽処理能力概要書

1. 設置者の住所			
2. 設置者の氏名 又は名称			
3. 設置場所			
4. 建築物の種類			
5. 建築物の用途			
6. 建築物の延面積	m ²		
7. し尿浄化槽 の概要	処理能力	人	m ³
	処理方式		
	商品名		
8. 処理対象人数	人	9. 汚泥等の処理方法	
10. 放流水の水質及び水量	BOD	PPM	t / 1 日
11. 放流方法	自然放流 ポンプアップ その他()		
12. 処理対象人数の算定			
処理対象人数 人			
13. 施工者住所氏名 電話 ()			
<u>使用開始予定年月日</u> 年 月 日			

(契約 2 - 3 号様式)

印紙不要
印紙税法第五条
第二号に依り
印紙税免除

契 約 書

宇佐土地改良区理事長 大 森 博 (以下『甲』という)と申請者
(以下『乙』という)は宇佐土地改良区用排水路
管理規程第 7 条 3 項の規定により次のとおり契約書を締結する。

第 1 条 甲は、乙の申請した土地に隣接する宇佐市大字
番地先の水路を使用することを宇佐土地改良区
定款、規約、規程及び本契約を遵守することを条件に許可する。

第 2 条 乙が放出する排水に因る農作物の被害並びに一般市民に対
する公害を生じたる場合は、乙の責任で一切の損害を補償し、
又水路の清掃をする際は協力するものとする。

第 3 条 乙は、申請の現状を変更しようとするときは、甲の許可を受け
るものとする。

第 4 条 乙は、甲に対し水路放出料一金 円也を全納一時
金として甲に支払うものとする。

第 5 条 乙は、雨水、合併処理施設を設置したときは、乙の責任にお
いて維持管理をするものとする。

第 6 条 乙は、合併浄化槽を設置したときは、乙の責任において管理
業者と、浄化槽維持管理委託契約書を締結するものとする。

第 7 条 乙は、浄化槽維持管理委託契約書の一部を甲に提出するもの
とする。

第 8 条 乙は、浄化槽維持管理委託契約書を締結した管理業者を変更
又は中止した場合は、速やかに甲に届け出し、新たな業者との
当該契約書を提出しなければならない。

第 9 条 乙は、申請地において市公共下水道が完備された時には無
条件で下水道に汚水をつなぎこむものとする。

第 1 0 条 乙は、本契約に違反し又は、甲に損害を与えたとき及び甲
が必要と認めた場合、甲は許可の全部又は一部を取り消し
若しくは変更を命ずるものとする。

第 1 1 条 本契約において定めなき事項については、甲・乙協議のう
え定めるものとする。

第 1 2 条 本契約の契約期間は、本契約に変更がなく、甲・乙双方別
段の意思表示もないときは、本契約締結後毎年継続するも
のとする。

第 1 3 条 この、契約の証として、本書 2 通を作成し、甲・乙 1 通を
保持するものとする。

令和 年 月 日

甲 宇佐市大字閣 4 3 7 番地
宇佐土地改良区

理事長 大 森 博 ⑩

乙

⑪

(契約 2 - 3 号様式)

印紙不要
印紙税法第五条
第二号に依り
印紙税免除

契 約 書

宇佐土地改良区理事長 大 森 博 (以下『甲』という)と申請者
(以下『乙』という)は宇佐土地改良区用排水路
管理規程第 7 条 3 項の規定により次のとおり契約書を締結する。

第 1 条 甲は、乙の申請した土地に隣接する宇佐市大字
番地先の水路を使用することを宇佐土地改良区
定款、規約、規程及び本契約を遵守することを条件に許可する。

第 2 条 乙が放出する排水に因る農作物の被害並びに一般市民に対
する公害を生じたる場合は、乙の責任で一切の損害を補償し、
又水路の清掃をする際は協力するものとする。

第 3 条 乙は、申請の現状を変更しようとするときは、甲の許可を受け
るものとする。

第 4 条 乙は、甲に対し水路放出料一金 円也を全納一時
金として甲に支払うものとする。

第 5 条 乙は、雨水、合併処理施設を設置したときは、乙の責任にお
いて維持管理をするものとする。

第 6 条 乙は、合併浄化槽を設置したときは、乙の責任において管理
業者と、浄化槽維持管理委託契約書を締結するものとする。

第 7 条 乙は、浄化槽維持管理委託契約書の一部を甲に提出するもの
とする。

第 8 条 乙は、浄化槽維持管理委託契約書を締結した管理業者を変更
又は中止した場合は、速やかに甲に届け出し、新たな業者との
当該契約書を提出しなければならない。

第 9 条 乙は、申請地において市公共下水道が完備された時には無
条件で下水道に汚水をつなぎこむものとする。

第 1 0 条 乙は、本契約に違反し又は、甲に損害を与えたとき及び甲
が必要と認めた場合、甲は許可の全部又は一部を取り消し
若しくは変更を命ずるものとする。

第 1 1 条 本契約において定めなき事項については、甲・乙協議のう
え定めるものとする。

第 1 2 条 本契約の契約期間は、本契約に変更がなく、甲・乙双方別
段の意思表示もないときは、本契約締結後毎年継続するも
のとする。

第 1 3 条 この、契約の証として、本書 2 通を作成し、甲・乙 1 通を
保持するものとする。

令和 年 月 日

甲 宇佐市大字閣 4 3 7 番地
宇佐土地改良区

理事長 大 森 博 ⑩

乙

⑪